

# 岐阜県で適用する最低工賃一覧

## 男子既製洋服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

| 業務          | 品 目     | 工 程                         | 金 額          |
|-------------|---------|-----------------------------|--------------|
| 縫製          | 背 広 上 衣 | 身 返 し                       | 1枚分につき 145 円 |
|             |         | そ で 作 り                     | 1枚分につき 145 円 |
|             |         | ポケット作り（雨ふた付き切りポケットのものに限る。）  | 1枚分につき 200 円 |
|             | ズ ボ ン   | 縫 い っ ぱ な し                 | 1本につき 340 円  |
|             |         | ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）   | 1枚分につき 44 円  |
| ま<br>と<br>め | 背 広 上 衣 | そ で ま つ り                   | 1枚につき 95 円   |
|             |         | そ で 口 ま つ り                 | 1枚につき 40 円   |
|             |         | 身 返 し 星 入 れ                 | 1枚につき 36 円   |
|             |         | ベ ン ツ ま つ り                 | 1枚につき 13 円   |
|             |         | す そ ま つ り                   | 1枚につき 17 円   |
|             |         | ボタン付け及びせっぱ                  | 1枚につき 41 円   |
|             |         | す そ 裏 ま つ り                 | 1枚につき 41 円   |
|             | ズ ボ ン   | 背 鎖 止 め                     | 1枚につき 10 円   |
|             |         | 腰 裏 か ん ぬ き 止 め（12個のものに限る。） | 1本につき 18 円   |
|             |         | 前 立 て ま つ り                 | 1本につき 6 円    |
|             |         | ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）     | 1本につき 10 円   |

## 婦 人 服 製 造 業

効力発生の日 平成7年3月31日

| 業務 | 品 目              | 工 程     | 規 格                  | 金 額          |
|----|------------------|---------|----------------------|--------------|
| 縫製 | ワンピース            | 丸 縫 い   | 長そでで、かつ、裏地つきのもの      | 1枚につき 730 円  |
|    |                  | そ で 縫 い | 一枚そでで、かつ、長そでのもの      | 1枚分につき 88 円  |
|    |                  | 身ごろ表縫い  |                      | 1枚分につき 115 円 |
|    |                  | 身ごろ裏縫い  | 身返しの無しのもの            | 1枚分につき 85 円  |
|    | 上 衣<br>（ブラウスを除く） | そ で 作 り | 長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの | 1枚分につき 101 円 |
|    |                  | 身ごろ表縫い  |                      | 1枚分につき 115 円 |
|    |                  | 身ごろ裏縫い  |                      | 1枚分につき 105 円 |
|    | スカート（タイトスカートを除く） | 丸 縫 い   |                      | 1枚につき 350 円  |

| 業務          | 品 目              | 工 程                     | 金 額        |
|-------------|------------------|-------------------------|------------|
| ま<br>と<br>め | ワンピース            | 飾 り ボ タ ン 付 け           | 1個につき 5 円  |
|             |                  | か ぎ ホ ッ ク 付 け           | 1組につき 10 円 |
|             |                  | ス ナ ッ プ 付 け             | 1組につき 10 円 |
|             |                  | 系 ル ー プ 付 け             | 1か所につき 7 円 |
|             | 上 衣<br>（ブラウスを除く） | そ で 裏 ま つ り             | 1枚につき 60 円 |
|             |                  | 身 返 し 千 鳥 掛 け           | 1枚につき 11 円 |
|             |                  | 飾 り ボ タ ン 付 け           | 1個につき 5 円  |
|             |                  | 力ボタン付き根巻きボタン付け          | 1個につき 10 円 |
|             |                  | 根巻きボタン付け（力ボタン付きのものを除く。） | 1個につき 8 円  |
|             | ス カ ー ト          | 飾 り ボ タ ン 付 け           | 1個につき 5 円  |
|             |                  | 力ボタン付き根巻きボタン付け          | 1個につき 8 円  |
|             |                  | 根巻きボタン付け（力ボタン付きのものを除く。） | 1個につき 7 円  |
|             |                  | か ぎ ホ ッ ク 付 け           | 1組につき 10 円 |
|             |                  | ス ナ ッ プ 付 け             | 1組につき 10 円 |
|             |                  | 系 ル ー プ 付 け             | 1か所につき 6 円 |

## 陶 磁 器 上 絵 付 業

（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

| 品 目 |                     | 規 格                                 |        | 転 写 の 業 務            |      |        | 金 額      |
|-----|---------------------|-------------------------------------|--------|----------------------|------|--------|----------|
|     |                     | 寸 法                                 | 形 状    | 転写紙の面積               | 転写位置 | 転写紙の枚数 |          |
| 和食器 | 飯 茶 わ ん<br>（ふたなし）   | 径が11センチメートル以上<br>12センチメートル未満のもの     | 丸形及び平形 | 側面積の4分の1<br>以上4分の3以下 | 側 面  | 1 枚    | 3 円 50 銭 |
|     | 湯 呑 茶 わ ん<br>（ふたなし） | 径が5センチメートル以上<br>8センチメートル未満のもの       | 円筒形    |                      |      |        | 3 円 50 銭 |
|     | 小 皿                 | 径が11センチメートル以上<br>12センチメートル未満のもの     | 丸 形    | 平面積の4分の1<br>以上2分の1以下 | 平 面  |        | 3 円 50 銭 |
| 洋食器 | マグカップ               | 径が7センチメートル以上<br>9センチメートル未満のもの       | 円筒形    | 側面積の4分の1<br>以上4分の3以下 | 側 面  |        | 4 円 05 銭 |
|     | ケ ー キ 皿             | 径が17.5センチメートル以上<br>19.5センチメートル未満のもの | 丸形でリム形 | みこみ面積の<br>2分の1以上     | みこみ  |        | 4 円 20 銭 |

※給水せん製造業最低工賃は平成26年3月31日限りで廃止となりました。

# 家内労働者・委託者のみなさまへ

## 知っておきたい 7 つのポイント

- 1 委託者は、家内労働者に基本委託条件を記した家内労働手帳を交付しましょう。
- 2 委託者は、工賃の全額を1か月以内に支払しましょう。  
※家内労働者から製品を受け取ってから、又は、工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- 3 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払しましょう。  
※岐阜県では裏面に掲げる3業種（男子既製洋服製造業・婦人服製造業・陶磁器上絵付業）について最低工賃が定められています。
- 4 委託者は、委託状況届を労働基準監督署に提出しましょう。
- 5 委託者は、家内労働者への委託を打ち切るときには早期に予告するよう努めましょう。
- 6 委託者、家内労働者は、仕事による災害を防ぐようにしましょう。
- 7 いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

家内労働についてのお問い合わせは

**岐阜労働局労働基準部賃金室**（TEL 058-245-8104）

または最寄りの**労働基準監督署**まで

岐阜労働基準監督署（058-247-2368）

大垣労働基準監督署（0584-78-5184）

高山労働基準監督署（0577-32-1180）

多治見労働基準監督署（0572-22-6381）

関労働基準監督署（0575-22-3251）

恵那労働基準監督署（0573-26-2175）

岐阜八幡労働基準監督署（0575-65-2101）